

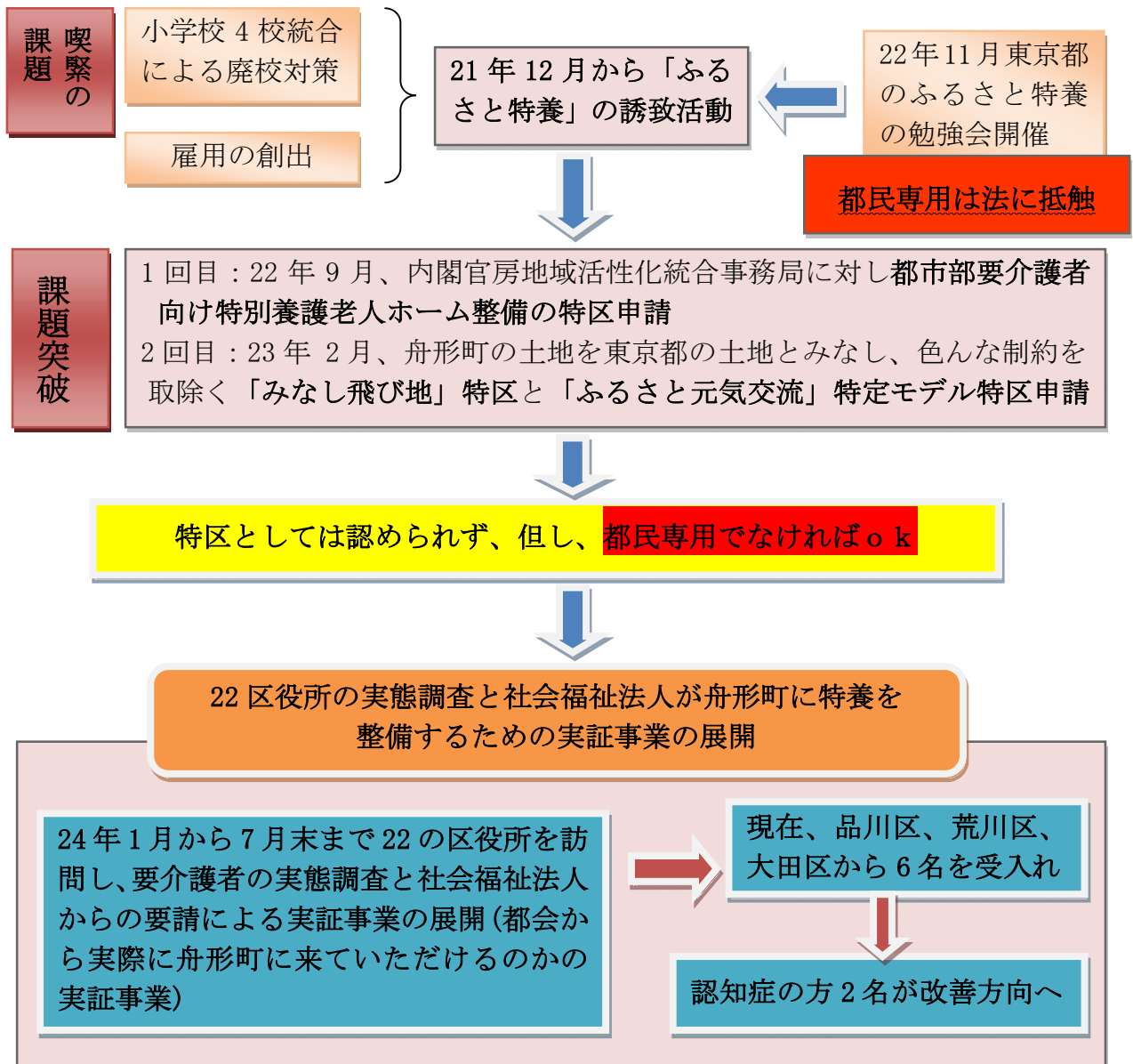
## (2) 医療法人 徳洲会経営施設

介護老人保健施設「舟形徳洲苑」定員 100 名（平成 14 年 12 月 10 日開所）

### 【舟形町の特養施設えんじゅ荘の待機者の状況】

25 年 4 月 1 日現在の待機者 59 名（うち入院、老健施設、有料老人ホーム等への入所者数 40 名、従って、在宅待機者は 19 名。但し、これらの方のうち、ホームヘルパーやデイサービス、ショートステイ等のサービスを受けている方もいます。）

## 3. 舟形町の取組みの経過



#### 4. 24年1月～7月の訪問による22区役所の要介護者の実態と回答

##### 待機者の状況

- ①訪問時点で各区 360～4,000 人の待機者がいる。平均 1,359 人 うち緊急の方が 1/3～1/2 程度。施設整備は追いつかない状況である。
- ②入所希望者は遠くを望んでいないが、料金が安い特養であれば地方への希望がある。ほとんどの方は、費用が安く入所期限がない特養入所を望んでいる。
- ③入所料金は、年金支給額で賄えれば理想。月額 8～9 万円程度。
- ④入所費用が月額 4～5 万円安いので、多床室を望む方も多い。
- ⑤特養であれば遠くとも入所の希望はある。

##### 区の現状と課題

- ①待機者が多く、概ね介護度 4 以上でないと入所できない状況である。
- ②生活保護者や低所得で 1 人暮らしの方の施設入所に費用の面や手続きの面で課題がある。
- ③身寄りのない方の入所、入院手続き、手術の同意、看取り、遺骨の処理など難しい問題を抱えている方の対応が問題となっている。特に後見人制度の適用には費用が掛かり過ぎる。→社会福祉法人では対応可能、町内のお寺では、無縁仏で引受ていただくことで了解済み。
- ④精神疾患の方が増えており、認知症対応の特養がほしい。特に、身体が元気な認知症の方が問題。こういう方々や身寄りがない方の入所を断られるケースが多い。→社会福祉法人では、認知症の方も受け入れを想定している。
- ⑤1 人 1 人の入所判定では、夫婦で同じ施設に入所できない場合がほとんど。夫婦であれば、遠くとも入所が期待できる。
- ⑥施設と病院との連携が整っていて、胃ろうやALSなどの医療行為ができる施設がほしい。→社会福祉法人では、医療行為も想定している。
- ⑦都会では、看護師、介護士は少なく、離職率が高く、人材確保と土地の確保が難しい。→舟形町には、雇用の場がなく、介護ヘルパーなどの養成を既に行っており、最上管内の市町村でも福祉施設への採用希望が多い。
- ⑧介護度 3 以上の方々の遠距離移送が課題。→社会福祉法人では、病院との連携で救急車を用意することができる。
- ⑨50 人床以下の民間施設のほとんどが赤字であり、サービスの低下や安全が懸念される。
- ⑩区役所の枠がないと舟形町の施設を紹介できない。

## 5. 都市部の高齢者を地方で受け入れる施策と戦略

- ①生活保護者が地方で生活することで過疎化の解消と生活保護費の削減ができる
- ②通所＋ショート、在宅など都会で出来ることは都会で、経済効果がある施設整備や運営は地方で。色んな組み合わせを創ることで経済効果が出る。
- ③舟形町の実証事業では、入所者の認知症が改善されている。風、光、におい、農村風景、食べ物などが良いのではないか。
- ④要介護者も含めて、元気な高齢者が田舎に住んでもらうことで、地域との交流を図り、将来的には田舎で特養等に入所することも期待でき、待機者の分散化と地方の活性化が図られる。
- ⑤元気な高齢者が障害者の面倒をみる社会や手に職を持っている方の第2ステージを創ること、若い世代のニート対策などのため、心が癒える田舎暮らしを進め、耕作放棄地を利活用することなどで地域の活性化が図られる。国土の均衡ある発展が日本を再生するものとする。
- ⑥特養を地方に整備することは、都会の問題と地方の問題を一気に解決でき、お互いウイン・ウインの関係となる。ちなみに、ある区の特養整備地 3,000 m<sup>2</sup>の土地買収費は 29 億円と伺ったが、地方の学校跡地は 0 円で提供でき、一般的な 100 床規模の場合 100 億円程度の経済効果があり、特養の整備が促進されるばかりか、早急な待機者の改善が図られる。土地分の 100 億円で約 7 棟は建設できる。
- ⑦高齢者の移住・交流には、国民健康保険制度や介護保険制度、後期高齢者医療、福祉の問題、買い物などの移動手段の問題、更には安否確認の必要性など、行政サービスとしても色々問題があります。その解消の 1 つの方策として、特に高齢者の場合、区民としての住民票を有しているが、例えば 65 歳以上とか 70 歳以上の方が田舎に移住する場合、第 2 住民票制度のような仕組みを創設し、受入れ側自治体に地方交付税の算定基礎として、行政経費等を交付する制度の創設も必要と思います。

## 6. 舟形町の要望

舟形町では、国が進めている産業競争力会議の7つのテーマである雇用制度改革、健康長寿社会の実現に向けて、官民連携のふるさと特養整備の先駆的モデル事業として実施したい。

実施にあたり、疲弊している過疎地域や特別豪雪地域、農山村地域等限定の仮称「ふるさと特養整備特区」として認定していただきたい。

仮称「ふるさと特養整備特区」の事業化にあたり、都民専用の介護保険法上の各種規制緩和や仕組みの改善をお願いしたい。

特に、

- ①国、都道府県、市区町村からの整備補助金が受けられる仕組み
- ②設置者と都並びに区との施設定員契約の仕組み
- ③区の施設として認可し、ケアマネやケースワーカーへ情報が行き届く仕組み
- ④都や区、地方の特区市町村との協議会の創設
- ⑤住所地特例の拡大（地方の特養に入所してから入院した場合で75歳以上の入所者は、後期高齢者医療の地方負担が発生するため）
- ⑥夫婦2人で入所できるような仕組み

結びに、国全体で考えれば、地方で生活させていく方が施設整備費や生活保護費などの国民負担は減るし、地方をいかに発展させるかが、今後の日本の再生・国土の均衡ある発展に結び付くものと考えておりますので、宜しくお願いします。

なお、舟形町と社会福祉法人の間では、既に、この官民連携のふるさと特養整備事業の体制が整っており、廃校となった町内からも早急な本事業の展開を期待しているところでありますので、具現化に向けて重ねてお願い致します。